

中国が輸出管理規制ユーザーリストに台湾企業等を掲載

—輸出管理規制ユーザーリストに米国企業以外の掲載は初めて

—中国原産品や、中国外でそれを使用した製品の台湾向けは輸出禁止の可能性

2025.7.10

CISTEC 事務局

今般、中国輸出管理法及び両用品目輸出管理条例等の基づき、台湾企業等 8 団体を輸出管理規制ユーザーリストに掲載し、これらに対する両用品目の輸出を禁止等する旨が発表された（2025 年 7 月 9 日公布・施行）。

商務部公告 2025 年第 35 号：別添※CISTEC 仮訳

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_53c6b5ab958841dfb90b77c00f8602cf.html

本措置は、本年 1 月に輸出管理法（第 18 条）及び両用品目輸出管理条例（第 28 条～第 30 条）に基づき、米国の禁輸リストである Entity List に相当するリストとして発動された輸出管理規制ユーザーリストに台湾の航空宇宙や造船関連の 8 団体が掲載され、これらに対する両用品目の輸出の禁止等が実施されるものである。これまで本リストは四度の改正等（制定含む）が行われ米国企業等が 71 掲載（このうち、28 に関しては米中のジュネーブ協議により 5 月 14 日から 90 日間その執行を一時停止している。）されているが、米国企業以外が掲載されるのは今回が初めてとなる。

今回掲載された企業等は、漢翔航空工業股份有限公司（Aerospace Industrial Development Corp.）は台湾行政院經濟部を筆頭株主とする軍用機メーカーで F-CK-1 C/D 等を製造し、政府系研究機関である国家中山科学研究院（National Chung-Shan Institute of Science & Technology 旧：国防部軍備局中山科学研究院）はミサイルシステム等の防衛システムを研究開発・製造するなど、台湾の国産武器開発において中核的な役割を担っている。また、台湾国際造船股份有限公司（CSBC Corporation, Taiwan）は台湾行政院經濟部や国家發展基金管理会を主要出資者として海軍艦艇の製造・補修を、中信造船股份有限公司（Jong Shyn Shipbuilding Co., Ltd）は潜水艦を含む艦艇製造・補修を、龍徳造船工業股份有限公司（Lungteh Shipbuilding Co., Ltd）は機雷敷設艦、ミサイル艇、多用途攻撃艇等を製造するなど、台湾の武器製造等において中核的な役割を担っている。

中国の報道官は、「頼清徳氏が政権を握って以来、頑なに「台湾独立」の立場を堅持し、分離独立の誤謬を声高に宣伝し、「外部に頼って独立を目指す」、「武力を行使して独立を目指す」ことを試みている」として、これらの掲載企業はこのような動きに関与しているとした（他方で、台湾は先月 16 日に戦略性ハイテク物品輸出実態管理リストを改訂し、中国の

ファーウェイや SMIC を新たに追加するなど先端半導体技術へのアクセス制限措置を実施していた。本措置に関し、中国国務院台湾事務弁公室の報道官は、(具体的な措置に言及はないものの)「兩岸の経済貿易交流と協力の正常な秩序を断固として守り、兩岸の同胞の利益と福祉を守るための強力な措置を取る」としていた。

今回の措置における台湾の影響に関し、報道によれば「対象の台湾企業の複数は、軍需関連の生産は中国本土以外の供給業者に依存しているため影響は限定的」とし、「AIDC は民間事業には影響が出る可能性があるが限定的。同社は軍需プログラムに中国本土製部品を使用しておらず、民間航空事業向けに代替供給先を検討」、「CSBC は防衛供給網は主に欧州と米国に依存、商業造船業務は主に日本と韓国から調達。本土製部品は調達全体のごく一部に過ぎず、実際の影響は輸出規制の具体的な内容次第」、「LSC は初期の評価では軍需プログラムに影響はなく、民間プロジェクトにおいても本土調達品は代替が容易なものに限定」(以上 SCMP2025.7.9)としている。

両用品目輸出管理条例第 29 条においては、管理リスト (今回のユーザーリスト) に掲載された輸入業者、エンドユーザーに対し、両用品目の取引の禁止や制限等を行うことができるとされており、今回の措置では「両用品目を輸出することを禁止」するとされている。さらに、現在進められている関連輸出活動に関しても直ちに停止するよう求めている (両用品目に限定はなく、掲載企業への全ての品目が関連輸出活動として禁輸となる可能性がある)。

加えて、商務部報道官の記者会見において、掲載企業への両用品目の禁輸に関し「如何なる輸出者も違反してはならない」とされており、同条例第 49 条に基づく再輸出規制における「特定の組織・個人」に該当するものとして、原産品規制等の 3 種類の再輸出規制の対象になると思われる。

現在、再輸出規制に関し、米国向けの規制においては、昨年 12 月に実施された米国向け包括的な対抗措置において、再輸出規制のうち原産品規制が明示的に実施されている (以下 CISTEC 解説記事 (2024.12.3) を参照)。

また、最近の全世界向けの鉱物資源関連の輸出規制において、鉱物資源を含有、使用した関連製品に関し、輸出管理法第 12 条に規定するキャッチオール規制の要件に該当する状態にある場合 (「国家の安全及び利益に危害を及ぼす場合」等として「輸出管理規制ユーザーリスト」の掲載者等 = 制裁者、禁輸者向けである場合) には規制対象になることや、規制対象品目が僅かでも含まれていれば規制対象 (デミニミスルール)とされている。

CISTEC 解説

○中国商務部による輸出管理条例等に基づく米国向けの両用品目に対する輸出管理の強化について (速報) (2024.12.3)

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshou/china/data/20241203.pdf

○中国両用品目輸出許可申請表作成ガイドラインの公表等について (2025.4.2)

- 輸出許可申請の際の記入要領・品目別の質問を含む 66 の Q&A を掲載
- 鉱物資源を含有、使用した関連製品は「国の安全・利益に危害を及ぼす」等の状況の場合は両用品該当との記載

- 中国商務部による希土類関連品目等の両用品目に関する QA について (2025.4.23)
 - タングステン、黒鉛、希土類等など規制対象品目を含有・使用する場合の識別
 - HS コードを用いた識別可否など輸出許可申請に関する一般的な事項

今回の台湾向けの両用品目の輸出禁止措置等に関し、原産品規制は明示的に触れられてはいないが、鉱物資源関連の輸出規制においては上述の通り、鉱物資源を含有、使用した関連製品は規制対象となることがわかる。また、原産品規制に関しては明示的に触れられていないが、商務部報道官の会見において、「如何なる輸出者も違反してはならない」とされていることや、(上述の通り) デミニミスルールも対象であることを踏まえると当然に中国原産品そのものの製品も再輸出規制の対象であると思われる。

日本企業においても例外ではなく、中国原産品や中国の鉱物資源が使用、含有されている製品を台湾に輸出する場合には細心の注意を払って輸出取引を行うことが必要である。

■商務部報道官による記者会見 (商務部ウェブサイト 2025 年 7 月 9 日) CISTEC 仮訳
https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfytrth/art/2025/art_965b594475c24de3948721a25d428608.html

商務省報道官が台湾地区の 8 団体を輸出管理規制リストに追加したことに関する記者の質問に回答

質問：

商務部は 7 月 9 日に公告を公表し、台湾地区の 8 団体を輸出管理規制リストに追加しました。この措置はどのような考慮に基づくものですか？

回答：

国家主権と領土保全を守り、台湾海峡の平和と安定を維持するため、《中華人民共和国輸出管理法》及び《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の法律法規の関連法規に基づき、我々は“台湾独立”分裂勢力の“武力による独立のたくらみ”に下心をもって協力する漢翔航空工業股份有限公司、経緯航太科技公司、中山科学研究院、仲碩科技股份有限公司、国際造船股份有限公司、中信造船股份有限公司、龍徳造船工業股份有限公司、攻衛股份有限公司等台湾地区のエンティティ (実体) 8 団体について、輸出管理規制リストに追加し、これらへの両用品目の輸出を禁止する。如何なる輸出者も上記規定に違反してはならない。

■ 国務院台湾事務弁公室報道官による記者会見（新華網 2025 年 7 月 9 日）CISTEC 仮訳
<http://www.news.cn/20250709/26ea18de8b5b4c8798721f97291fdcc8/c.html>

台湾事務弁公室報道官が商務部の公告で台湾地区のエンティティ（実体）8 団体を輸出管理規制リストに追加したことについて記者の質問に回答

新華社北京 7 月 9 日電 7 月 9 日、商務部は台湾地域のエンティティ（実体）8 団体を両用品目輸出管理規制リストに追加すると公告した。これについて、国務院台湾事務弁公室報道官の陳斌華は記者の質問に以下の通り回答した。頼清徳が政権を取って以降、頑なに“台湾独立”の立場を堅持し、分裂の謬論を公然と吹聴し、愚かにも“外部を頼って独立を謀る”“武力によって独立を謀る”ことをたくらんでおり、台湾地区の一部のエンティティ（実体）はこれに関与し、悪人を助けて悪事を働いている。商務部は関連法律法規に従って、漢翔航空工業股份有限公司、国際造船股份有限公司等台湾地区のエンティティ（実体）8 団体を両用品目輸出管理規制リストに追加し、これらへの両用品目の輸出を禁止した。これは国家主権と領土保全を守り、台湾海峡の平和安定を守るために必要な措置であり、“台湾独立”分裂勢力が“独立”を謀る挑発を繰り返すことに対する厳正な警告である。我々はこれを強く支持する。

陳斌華は“台湾独立”は袋小路であり、“独立”支援は邪路である。甘んじて“台湾独立”分裂勢力の手先となり、国家分裂に関与し、国家分裂の犯罪を扇動する企業・団体・個人は、必ず法に従って厳罰に処されるであろうと指摘した。

■ 輸出管理法及び両用品目輸出管理条例の関連条文

■ 輸出管理法（抄）※CISTEC 仮訳

第十八条 国家輸出管制管理部門は、以下の状況が一つでもある輸入業者とエンドユーザーに対して、規制リストを作成する：

- (一) エンドユーザーあるいは最終用途の管理要求に違反したもの；
- (二) 国の安全と利益に危害を及ぼす恐れのあるもの；
- (三) 管理品目をテロリズムの目的に用いたもの。

規制リストに加えられた輸入業者とエンドユーザーに対して、国家輸出管制管理部門は管理品目に関わる取引を禁止・制限する、管理品目に関わる輸出を中止するよう命じる等の必要な措置を採ることができる。

輸出者は規定に違反して規制リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーと取引を行ってはならない。

輸出者が特殊な状況下において、確かに規制リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーと取引を行う必要のある場合は、国家輸出管制管理部門に申請を行うことができる。

規制リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーは措置を採ることによって、第一項に規定した状況がなくなった場合は、国家輸出管制管理部門に規制リストからの削除を申請することができる；国家輸出管制管理部門は実際の状況に基づいて、規制リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーを規制リストから削除するかを決定することができる。

■ 両用品目輸出管理条例（抄）※CISTEC 仮訳

第二十八条 国務院の商務主管部門は職権により、または関係方面からの提案、通報に基づいて、以下のいずれかの状況にある輸入業者、エンドユーザーを管理リストに加えることを決定することができる。

- (一) エンドユーザーまたは最終用途の管理要求に違反している；
- (二) 国の安全と利益を脅かす可能性がある；
- (三) 両用品目をテロ目的で使用している。

輸入業者、エンドユーザーが以下のいずれかの状況にあり、国の安全と利益を脅かす場合、前項の規定に基づいて執行する：

- (一) 両用品目を大量破壊兵器とその運搬手段の設計・開発・生産または使用に用いている；
- (二) 国の関係部門が法に基づいて関連取引、協力を禁止または制限する等の措置を講じている。

本条例第二十六条の規定に基づいて注視リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーに本条第一項、第二項に規定する状況がある場合、国務院の商務主管部門はこれを管理リストに加え、同時に注視リストから削除することができる。

第二十九条 国務院の商務主管部門は情状の程度と具体的状況に基づいて、管理リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーに対して以下の1つまたは複数の措置を講じることができる：

- (一) 関連する両用品目の取引を禁止する；
- (二) 関連する両用品目の取引を制限する；
- (三) 関連する両用品目の輸出を中止するよう命じる；
- (四) その他の必要な措置。

輸出者は規定に違反して管理リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーと関連する両用品目の取引を行ってはならない。特殊な状況下で関連する取引を行う必要がある場合、輸出者は国務院の商務主管部門に申請書を提出し、許可を得た後に当該輸入業者、エンドユーザーと相応の取引を行い、要求に基づいて報告を行うことができる。

第三十条 管理リストに掲載された輸入業者とエンドユーザーが、国務院の商務主管部

門の調査に協力し、関連する事実をありのままに述べ、違法行為を停止し、積極的に措置を講じ、有害な結果を除去し、要求に基づいて誓約を行いかつ履行し、本条例第二十八条に規定する状況がなくなった場合、国务院の商務主管部門に管理リストからの削除を申請することができる。国务院の商務主管部門は実際の状況に基づいて、これを管理リストから削除する決定を下すことができる。

第四十九条 国外の組織や個人が中華人民共和国の国外で特定の仕向国や地域、特定の組織・個人に以下の貨物、技術やサービスを移転・提供する場合、国务院の商務主管部門は関係する事業者に本条例の関連規定を参照して実行するよう要求することができる：

- (一) 中華人民共和国を原産とする特定の両用品目を含有、統合または混合して国外で製造された両用品目；
- (二) 中華人民共和国を原産とする特定の技術等の両用品目を使用して国外で製造された両用品目；
- (三) 中華人民共和国を原産とする特定の両用品目。

別添

※CISTEC 仮訳

商務部公告 2025 年第 35 号¹

台湾地区のエンティティ（実体）8 団体の輸出管理規制リスト追加の公表

【公布部門】 安全与管制局

【公布番号】 商務部公告 2025 年第 35 号

【公布期日】 2025 年 07 月 09 日

《中華人民共和国輸出管理法》及び《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の法律・法規の関連規定に基づき、国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため、漢翔航空工業股份有限公司等台湾地区のエンティティ（実体）8 団体を輸出管理規制リスト（付属文書参照）に追加し、以下の措置を講じることを決定した：

- 一、上記台湾地区のエンティティ（実体）8 団体への両用品目の輸出を禁止する；現在進められている関連輸出活動は直ちに停止しなければならない。
- 二、特殊な状況下で確かに輸出が必要な場合、輸出者は商務部に申請書を提出しなければならない。

本公告は公布の日より正式に実施する。

付属文書：輸出管理規制リスト（2025 年 7 月 9 日）

商務部
2025 年 7 月 9 日

¹「商务部公告 2025 年第 35 号 公布将 8 家台湾地区实体列入出口管制管控名单」（中華人民共和国商務部サイト 2025 年 7 月 9 日）

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_53c6b5ab958841dfb90b77c00f8602cf.html

付属文書；

輸出管理規制リスト

(2025年7月9日)

1. 漢翔航空工業股份有限公司 (Aerospace Industrial Development Corp.)
2. 經緯航太科技公司 (GEOSAT Aerospace & Technology Inc.)
3. 中山科學研究院 (National Chung-Shan Institute of Science & Technology)
4. 仲碩科技股份有限公司 (JC Technology Inc.)
5. 國際造船股份有限公司 (CSBC CORPORATION, TAIWAN)
6. 中信造船股份有限公司 (Jong Shyn Shipbuilding Co.,Ltd)
7. 龍德造船工業股份有限公司 (Lungteh Shipbuilding Co.,Ltd)
8. 攻衛股份有限公司 (Gong Wei Co.,Ltd)